

平成 24 年度第 4 回豊橋市立小・中学校通学区域審議会 会議録要旨

- 1 開催日時 平成 25 年 2 月 26 日（火）午後 1 時 30 分から 2 時 15 分
- 2 開催場所 豊橋市役所西館 8 階 第 3 委員会室
- 3 出席者 委員 戸田文雄、堀田伸一、廣田勉、木所壮太、牧野修治、村川博美、柴田哲郎、福井基明※敬称略
事務局 加藤正俊（教育長）、石黒拓夫（教育部長）、加藤喜康（教育政策課長）、宮崎正道（学校教育課長）、村田敬三（教育政策課主幹）、小田恵司（教育政策課長補佐）、柴田祥宏・宮本朋子（教育政策課指導主事）、山本誠二（教育政策課主査）、大橋史明（教育政策課）

4 議 事

進行：戸田文雄副会長

- 1 岩田小学校区における特定地域隣接校選択制度の今後のあり方等について（答申）

○答申案の内容と修正箇所の確認

答申案に対する委員からの修正箇所の確認後、答申案の構成と中身の説明及び確認。

○答申を提出するにあたって委員より一言

<柴田委員>

岩田校区は、過大規模の解消により特定地域隣接校選択制度を廃止することができたが、吉田方校区の特定地域隣接校選択制度は、制度を行わないと過大規模が収まらない状況である。そのため、吉田方校区における今後の対応方法は慎重に考えていく必要がある。

<牧野委員>

これで、岩田校区では特定地域隣接校選択制度が廃止となるので、漏れがないようしっかりと周知を行って欲しい。

<木所委員>

指定校へ全員が通うようになっていき本来の姿に戻すことができるのは、良いことである。ただ、経過措置を利用できない人もいるので、今後教育委員会には、選択地域に居住する家庭への丁寧な説明と対応をするようお願いしたい。

<堀田委員>

特定地域隣接校選択制度が引き続き残る吉田方と幸校区での対応もしっかり行って欲しい。特定地域隣接校選択制度の導入目的、制度の理念、居住地域での役割等をしっかりと周知し、選択できる地域に住んでいるから学校を選ぶだけの事という認識にならないようにしていく必要がある。

<廣田委員>

岩田校区は、これで特定地域隣接校選択制度が解消され、指定校へ全員が通うようになっていくので良いと思うが、幸・吉田方校区の特定地域隣接校選択制度は、今後も注視していきたいと思っている。

<村川委員>

豊橋市は、小学校区単位で校区自治会ができています。そして、居住校区と通学校区が一致していることは、全国的にも珍しいことであり、子どもの教育面でも小学校と地域のつながりが深まるとても良い形である。

幸校区と吉田方校区では、選択制度により居住校区と通学校区が一致していないところがあるので、将来的に区割りが必要になってくるのかも知れないと思っている。

自治会と行政での話し合いの場を増やしていく必要があると考えている。

<福井委員>

今回、岩田校区における特定地域隣接校選択制度の廃止だけでなく、特定地域隣接校選択制度そのものの今後についても答申で明確にすることができたのは、良かった。経過措置の適用を受けられない人へのしっかりとした説明は、必要である。

特定地域隣接校選択制度があくまで暫定措置であることを明確にできた意義は大きい。

○答申の受理

戸田 文雄 副会長から教育長 加藤 正俊 へ答申の提出。

○答申を受けて教育長より

豊橋市立小・中学校通学区域審議会は、条例制定の審議会としてある豊橋市教育委員会の諮問機関です。

現在の少子高齢化の流れの中で街中の空洞化とそれに伴うドーナツ化現象による過大規模化への対応が課題となってきました。これを解消するべく吉田方・幸・岩田校区において特定地域隣接校選択制度を導入し教育環境整備を図ってきたわけです。

そして、今回、岩田小学校における過大規模が解消されていると言う状況の中で、廃止について議論をしていただきました。

しかし、そもそも豊橋市は、居住校区と通学校区が同じであると言う歴史があり、学校は地域と密着につながりを持っているところであり、大切な豊橋市の特徴です。その一方で学校規模を適正にすることとの整合性を図りながら進めていくことが大切です。

今後、今回いただいた答申を基にして特定地域隣接校選択制度の課題をひとつずつ解決していくことが大切であると考えています。

1年以上にわたり特定地域隣接校選択制度について慎重に審議いただき、また、私たちの諮問に対してこのように素晴らしい答申をいただきまことにありがとうございました。